# 「山口県循環型社会形成推進基本計画(第3次計画)」(骨子案) に対する意見の募集結果について

山口県循環型社会形成推進基本計画(第3次計画)(骨子案)に対して県民の皆様から提出された御意見、これに対する県の考え方及びこの度改定した山口県循環型社会形成推進 基本計画を公表します。

#### 1 公表する資料

山口県循環型社会形成推進基本計画 (第3次計画)

### 2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見募集期間 平成27年10月21日(水)~平成27年11月20日(金)
- (2) 意見の件数 6名 35件
- (3) 意見の内容と県の考え方

#### 【計画全体について】

# 意見の内容 本骨子案は相当量の案件であること、 各所に記載のある県の指針・国の計画・ 法律等々も確認する必要があること、ま た、県の他の意見募集と期間が重複して いたことから1カ月の期間設定は短い。 資料再提示の上での期間の延長又は再実 施を求める。

今回の意見募集の広報がどの程度あったのか、「広報が十分なされたか」を判断する為、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載されたのか具体的に提示されたい。

第4章は、実施すべき施策の定性的列記と認識しており、可能な施策の検討と 実施、評価、期間中追加をお願いする。

第4章「施策の展開」では行動提起の 列記に止まっている。具体的事項や数値 目標の決定の際には、再度意見募集等の 実施をお願いする。

また、計画の PDCA サイクルによる進行 管理の具体的実施方法、期間設定につい て示してほしい。

#### 意見に対する県の考え方

本パブリック・コメントは「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、期間の延長又は再実施は考えておりません。なお、いただい御意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。

本パブリック・コメントの実施については、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、10月19日に報道各社に発表しました。発表した内容については、県廃棄物・リサイクル対策課ホームページに記載しております。

また、10月31日の宇部日報、11月3日の中国 新聞の紙面で実施に係る広報を行っています。

計画には、施策の展開において、特に重点的に取り組むものを「重点プロジェクト」として第5章に記載し、「各主体の役割分担と計画の推進」に基づき推進・管理してまいります。いただいた御意見は、今後の具体的な検討を進める上で、参考とさせていただきます。

本パブリック・コメントは、施策展開の基本方針、項目、将来予測、目標等を明記した骨子案で行っており、再度の意見募集等は行う予定はありません。また、PDCAサイクルは、「推進体制」において明記したとおり実施することとしており、その管理も「進行管理」に明記したとおり実施してまいります。

# 【一般廃棄物処理プランについて】

* D ~ J . L	+ - 1
意見の内容	意見に対する県の考え方
山口県のリサイクル率は、全国トップ	第3次計画では、施策展開の基本方針として、
クラスであるが、1人当たりのごみ排出	2Rを優先した上で3Rの取組を図ることとし
量が多く、2Rの強力な推進が必要であ	ております。いただいた御意見は、今後の具体的
る。第3次計画では、そこを強調して施	な検討を進める上で、参考とさせていただきま
策展開を要望する。	す。
食品ロス運動はまだ十分市民に伝わっ	食品ロスの削減は、第3次計画においても積極
ていない。家庭やレストラン等で実行さ	的に促進することとしており、県民や事業者への
れていない。	普及啓発に努めてまいります。
食品ロス運動は、女性や子供だけでな	食品ロス削減は、県総ぐるみの取組の一つとし
く、男性にも積極的に参加してもらいた	て、積極的に取り組んでまいります。いただいた
\\\`₀	御意見は、今後の具体的な検討を進める上で、参
	考とさせていただきます。
2 R において、リターナブルをもっと	2 Rを優先した3 Rの施策展開の中で、市町等
進めてほしい。	と連携し、リターナブルを含めたリユースの取組
	を促進してまいります。

# 【産業廃棄物処理プランについて】

意見の内容	意見に対する県の考え方
産業廃棄物の種類別の資源化率を掲載	御意見を踏まえ、修正しました。
してほしい。	
優良産業廃棄物処理業者の育成・周知	産業廃棄物処理業者に対する優良産廃処理業
において、メリット等を十分周知してほ	者のメリット等の周知については、御意見を踏ま
しい。	え、重点プロジェクトに反映しました。
県は女性活用のための施策を積極的に	循環型社会の推進を担う人材育成について、女
推進するとしており、今後の産業廃棄物	性を含む多様な人材を確保し、育てる支援につい
の適正処理、活性化のために「女性活用」	て、御意見を踏まえ重点プロジェクトに反映しま
等の記載ができないか。	した。
法改正により、排出者責任が強化され、	排出者責任の徹底について、御意見を踏まえ重
産業廃棄物のリサイクル率は高くなった	点プロジェクトに反映しました。
が、排出量は依然と多い。各種団体を通	
じて排出事業者に対する指導を強化する	
必要があると思われる。	
産業廃棄物の発生量は、事業活動、事	産業廃棄物の発生量や処理量等の現況につい
業者数の影響が大きいため、図示に頁を	て、できる限り分かりやすく説明するため、図表
割く必要性は低いと考える。	を用いています。
産業廃棄物の量や推移について、内容	産業廃棄物の量や推移については、スペースの
や目的にあったわかりやすい図表等で示	問題もあり、全て図示することは困難であるため
してほしい。産業廃棄物の処理について	表も用いていますが、できる限り分かりやすくす
も、処理内容等を明確になるよう示して	るため、内容に応じてグラフ化に努めています。
ほしい。	また、産業廃棄物の処理については、御意見を
	踏まえて、種類別の再資源化量や最終処分量のグ
	ラフを追加するとともに、資料編に各種データを
	追加しました。

産業廃棄物の発生量等を示す図(骨子 案図 2-2-12) においては、広域移動の視 点も含めた図を追加すべきと考える。

本図は、県内の産業廃棄物の発生量及び処理量 の概要を把握するため、フロー図的に示したもの であり、広域移動状況では、県内外での発生又は 処理の視点から分析した結果を分かりやすく図 示することに努めました。

新南陽広域最終処分場は埋立期間が平 成37年度までとなっており、その後の計 画が不透明であるため将来の産業廃棄物 処分に不安がある。

公共関与による後継の処分場については、将来 にわたり、県内での産業廃棄物の適正処理が確保 されるよう、整備の検討を進めます。

県内の公共関与による広域最終処分場 は、企業の存続に必要不可欠であり、後 継の広域最終処分場の整備を推進して欲 しい。

また、現在2カ所ある公共関与広域最終処分場 は、いずれも一般財団法人山口県環境保全事業団 により管理・運営が行われていますが、県では、 今後とも、県内における産業廃棄物の排出・処理 の状況等を踏まえて、適正処理の推進に取り組む とともに、いただいた御意見は、今後の具体的な 検討を進める上で、参考とさせていただきます。

現在の技術でゼロエミッションは難し い状況にあり、最終処分場を長期的に確 保することが必要である。県内に信頼の ある公共関与の最終処分場が長期的に整 備されていれば、県外への処分委託にお けるリスク低減を図ることができる。

また、近年民間の最終処分場の確保が 難しくなってきており、安定した処分委 託が可能な公共関与の最終処分場につい て、整備の推進を強くお願いする。なお、 廃石綿スレートの処分についても検討を お願いする。

#### 【循環型社会を担う人づくり・地域づくりについて】

#### 意見の内容

意見に対する県の考え方

「環境教育・環境学習の推進」や「普 及啓発|「情報提供」とあるが、人を大勢 抱えている責任ある組織はやはり企業等 と考える。企業等を通じての普及啓発や 情報提供等の強化をお願いする。

環境教育・環境学習、普及啓発等については、 県民、事業者、関係団体、教育・研究機関、市町 等と連携・協働して推進することとしており、い ただいた御意見は、今後の具体的な検討を進める 上で、参考とさせていただきます。

### 【災害廃棄物処理プランについて】

#### 意見の内容

## 意見に対する県の考え方

「巨大地震等の非常災害時を見据えた 災害廃棄物処理体制の整備」の記載があ るが、これらは「特殊時」の「膨大・非 通常」廃棄物の処理であり、当骨子案と は別に詳細を決定すべき案件と思われる ので留意をお願いする。

災害廃棄物処理については、プランの記載のと おり、国の「災害廃棄物対策指針」等に基づき、 詳細は県災害廃棄物処理計画を山口県地域防災 計画において整備することとしております。

「巨大地震等の非常災害時」には、島

本計画は、廃棄物処理法及び山口県循環型社会 根原発事故の影響により、通常と全く異|形成推進条例に基づいて、本県における循環型社 なる処理の必要な廃棄物が大量に発生する恐れがある。これについて県は対応を検討しているか。また、島根原発の所在自治体や運営母体に何らかの対応をとっているか。

会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。島根原子力発電所の被災で発生する通常と全く異なる処理の必要な廃棄物は、東日本大震災で適用された特別措置法等により、国、関係する地方公共団体及び事業者で対応することとなります。

## 【目標等】

【日倧守】	
意見の内容	意見に対する県の考え方
優良産業廃棄物処理業者認定割合の進	「目標の進捗状況」は、現状(平成 25 年度現
捗状況は「△」となっているが「×」で	在)で、平成27年度の目標達成に向け、さらな
はないか。	る取組が必要な状況の場合、「△」としています。
産業廃棄物のリサイクル率の目標を、	産業廃棄物の排出量、再生利用量等の目標につ
56%としているが、60%程度にすべきで	いては、廃棄物等実態調査結果及び経済予測指標
はないか。排出抑制等が進めば可能では	に基づいた将来予測や施策展開も考慮して設定
ないか。	しており、達成は必ずしも容易ではないと考えら
	れることから、56%を目標として採用していま
	す。
現行計画の目標の評価において、例え	御意見を踏まえ、進捗状況の評価理由が分かり
ば「容器包装廃棄物の分別回収率」等、	にくいものについては、注釈に理由を記載しまし
「達成」としている理由がわからない項	<i>t</i> c.
目があるため、根拠の記載をお願いする。	
目標数値の記載においては、前計画か	「目標」においては、現状(平成25年度)との
らの流れ等も把握するために、前回計画	対比を明確にするため、平成32年度の目標値の
の現状、予測・目標も表記すべきと考え	み記載しています。前回の基準年度や2次計画の
る。	目標については、「2次計画の進捗状況」の中に
また、前回計画に対して目標項目は増	記載しています。
やさないのか。増やしているのであれば	また、目標項目の増減については、第3節の冒
明記すべきと考える。	頭に明記しています。

## 【その他】

意見の内容	意見に対する県の考え方
本文に小数と整数が混在しているが、	必要に応じて小数も使用していますが、御意見
整合してはどうか。	を踏まえ、修正しました。
合計が100%とならない表がある。一	御意見を踏まえ、合計が見かけ上 100%となら
部には「四捨五入の関係で収支が合わな	ない表については、「四捨五入の関係で収支が合
い場合がある。」との表記がある。	わない場合がある。」と明記しました。
「遵守」と「順守」の表現があるが統	御意見を踏まえ、修正しました。
一してはどうか。	
骨子案の表 2-2-2 の「県外排出量」は	御意見を踏まえ、修正しました。
「県内搬入量」ではないか。	
廃棄物の発生・排出抑制(リデュース)、	御意見を踏まえ、修正しました。
再使用(リユース)、再生利用(リサイク	
ル)に統一してはどうか。	

骨子案の図 6-3-2 の「山口環境審議会」	御意見を踏まえ、修正しました。
は「山口県環境審議会」ではないか。	
できれば年次把握が誰でもし易いよう	スペースの関係があるため、できる限りの範囲
に、文中や各図・表に記載される年代も	で併記しました。
元号西暦併記をお願いする。	
地域区分を一般廃棄物と産業廃棄物で	産業廃棄物の地域区分については、行政区域を
一部別にしているが、なぜこの地域のみ	基に地勢や人口規模を考慮して区分しています。
別にしたのか理由を示されたい。	
「廃棄物処理の概要」で、「一般廃棄物」	本計画が対象とする廃棄物等については、骨子
「産業廃棄物」各々の記述となっている	案 4 ページに示すとおりであり、一般廃棄物及び
が、どちらに主点力点を置くべきか確認	産業廃棄物について、明確に区分して記載するこ
するため、双方の発生量や最終処分量等	ととしています。
の推移をまず比較しやすい図等で明示す	
べきと考える。	
し尿について記載があるが、(恐らく法	本計画は、廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄
律上「一般廃棄物」扱いのため)、他の廃	物処理計画でもあるため、一般廃棄物である「し
棄物とは全く別の大型公共施設で処理さ	尿」処理の状況を記載しています。
れる廃棄物であり、県民努力で量が変わ	
るものではないため、取り扱を別にした	
方が良いと考える。	
重点プロジェクトの進捗状況の表にお	御意見を踏まえ、修正しました。
いて、「バイオマス資源の地域内利用の促	
進」の内容に一部重複等誤記があるので	
はないか。	

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課

ゼロエミッション推進班 担当:櫻井

電 話:083-933-2992 FAX:083-933-2999

E メール: a15700@pref.yamaguchi.lg.jp